

令和8年4月3日
候補者選考委員会

選考チーム（セクション）における会議の運営について

「日本学術会議会員予定者の候補者の選定方針」（令和8年1月9日日本学術会議候補者選考委員会）で定めるもののほか、選考チーム（セクション）における会議の運営の細目について、以下のとおり定める。

1. 定足数について

各選考チーム（セクション）（以下「セクション」という。）は、委員及び専門委員の総数の二分の一以上の出席（オンラインでの出席を含む。）をもって開催する。

2. オブザーバー及び説明委員の出席について

- （1） オブザーバーとは、日本学術会議会長又は副会長のうち、セクション長の承認を得て当該セクションに出席する者をいう。
- （2） 説明委員とは、各セクションの構成員でない者であって、当該セクションにおける審議事項に関し識見を有する者のうちから、セクション長の承認を得て当該セクションに出席する者をいう。
- （3） オブザーバー及び説明委員は、各セクションの決定に加わることができない。
- （4） オブザーバー及び説明委員は、セクション長の許可を得て、その識見に基づく意見を述べ、又は説明を行うことができる。
- （5） セクション長は、各専門委員の求めにより、当該専門委員の専門事項に関し学術的経験を有する者のうちから、説明委員として1名の出席を認めることができる。
- （6） 説明委員の出席は、原則として、会議開催日の2営業日前までにセクション長への届出を行うものとする。ただし、セクション長が認めるときは、この限りではない。
- （7） オブザーバー及び説明委員には手当や旅費は支給しないものとする。また、説明委員会議開催等の案内については、専門委員が説明委員に対して行うものとする。

3. その他

この規程に定めるもののほか、必要な事項は、セクション長が定めるものとする。

（※）なお、候補者選考委員会における選考の結果、セクションから提出された候補者名簿に記載のある候補者ごとの優先順位又は分野ごとの候補者数について、変更が生じることがある。